

# 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会

日時：令和3年6月29日（火）午前10時30分～

形式：Webによるオンライン会議

## —— 会 議 次 第 ——

### 議 事

#### 1 答 申

「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書  
「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案

#### 2 諮 問

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」環境影響評価書案  
「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」環境影響評価書案  
「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）」環境影響評価書案

#### 3 受理報告

#### 4 その他

#### 【審議資料】

資料1 「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について

資料2 「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案について

#### 資料3

資料3-1 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」環境影響評価書案について

資料3-2 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」環境影響評価書案について

資料3-3 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）」環境影響評価書案について

資料4 受理報告

<オンラインによる出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	齋藤委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	平林委員
	池邊委員	廣江委員
	池本委員	水本委員
	奥委員	森川委員
	日下委員	宗方委員
	小林委員	保高委員
	袖野委員	横田委員
	高橋委員	渡邊委員
	堤委員	

(20名)

事務局	木村政策調整担当部長
	宮田アセスメント担当課長
	下間アセスメント担当課長

資料 1

令和3年6月29日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第一部会長 齋 藤 利 晃

「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

## 第1 審議経過

本審議会では、令和3年4月21日に「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

### 【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺では、本計画を含め複数の市街地再開発事業や街路事業が進められており、将来の周辺交通量が現在に比べ相当程度増加することも考えられることから、関連する車両の道路沿道への影響については、可能な限り周辺開発による交通量変化を勘案し、予測・評価すること。

### 【風環境】

計画地はJR小岩駅並びに駅前広場に近接し、駅利用者など不特定多数の人の利用が見込まれる。また、周辺では複数の高層建築物の建設が計画されていることから、本計画建築物の建設による風環境の変化については、可能な限り周辺の開発状況を加味した詳細な予測・評価を行うこと。

## 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和3年4月21日	・調査計画書について諮問
部 会	令和3年6月22日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、日影、電波障害、風環境、景観、 自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス) ・総括審議
審議会	令和3年6月29日	・答申

資料 2

令和 3 年 6 月 29 日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第二部会長 宮 越 昭 暢

「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

## 「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について

### 第1 審議経過

本審議会では、令和2年10月30日に「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【大気汚染】

計画地周辺には学校や住宅が近接していることから、工事施行中の粉じんの飛散防止について、環境保全の措置を徹底すること。また、粉じんの飛散防止対策並びにダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への周知・説明を十分に行うこと。

#### 【騒音・振動】

工事の施行中における騒音・振動については、計画地に近接して住宅があり、特に解体工事に伴う振動への影響が懸念されることから、適切な騒音・振動対策等について、周辺住民への十分な周知・説明を行うとともに、更なる環境保全のための措置を検討すること。

### 【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても全ての地点で環境基準を超えていることから、工事用車両やごみ収集車両等の走行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減に努めること。

### 【土壌汚染】

土壌汚染対策法第4条及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条の施行前より管理してきた汚染土壌封込め槽については、計画地内の地下水流動の状況を踏まえた上で、封込め槽の影響を把握できる地点において、現在においても機能が維持されていることを確認するための十分な調査を実施するとともに、工事の完了後においても地下水のモニタリングを定期的に行うなど機能が維持されるよう適切に管理すること。

### 【地盤、水循環共通】

住宅地に近接する軟弱地盤の掘削を伴うため、地下水に影響を及ぼす工種の施工中及び施工後の一定期間において、地下水位及び地盤変位のモニタリングを適切に実施し、地盤沈下の未然防止を図ること。また、モニタリング等、環境保全のための措置の実施に際しては、過去の建替え工事時に得られた知見を活用すること。

### 【景観】

既存建築物は、「北区景観百選」に選定されるなど、地域の代表的な景観資源であることに鑑み、計画建築物のデザイン検討の際には、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえるとともに、地域関係者と十分な協議・調整を重ねた上で、評価の指標との整合を図ること。



## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 2年 10 月 30 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 2年 10 月 30 日	・現地視察
部 会	令和 3年 3 月 16 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3年 4 月 23 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3年 5 月 12 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 3年 5 月 20 日	・都民の意見を聴く会
部 会	令和 3年 6 月 24 日	・総括審議
審議会	令和 3年 6 月 29 日	・答申

3 環 総 政 第 174 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 6 月 29 日

東京都知事 小池 百合子  
(公 印 省 略)

記

諮問第 521 号 「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案

資料 3 - 2

3 環 総 政 第 175 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 6 月 29 日

東京都知事 小池 百合子  
(公 印 省 略)

記

諮問第 522 号 「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案

3 環 総 政 第 176 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 6 月 29 日

東京都知事 小池 百合子  
(公 印 省 略)

記

諮問第 523 号 「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案

## 資料 4

## 受 理 報 告 ( 6 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	(仮称) 新宿駅西口地区開発事業	令和3年6月1日
2 事 後 調 査 報 告 書	一般国道16号(昭島市拝島町～福生市熊川間)拡幅事業(工事の施行中その10)	令和3年4月28日
	株式会社村尾組成木工場採石拡張事業(工事の施行中その1)	令和3年5月14日
	西品川一丁目地区再開発計画(工事の完了後その1)	令和3年5月21日
3 完 了 届	(仮称) 虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業	令和3年4月28日

受 理 年 月 日  
令和3年6月1日

「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」  
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
大気汚染、騒音・振動共通	<p>本事業の近接地において土地区画整理事業が計画されているが、今後の具体化に伴い、施工時期の重複による工事用車両の特定の走行ルートへの集中や他事業による工事用車両の流入が懸念されることから、周辺計画との連携や調整を図るとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。</p>	<p>工事を進めるに当たっての考え方として、本事業の進捗を踏まえながら、必要に応じて施工段階前段階から、あるいは工事施工中において適宜、土地区画整理事業等と連携・調整を図ることを追記した。 (本編 35 ページ)</p>
大気汚染、騒音・振動共通	<p>本事業は、工事の施行中も駅施設利用者が計画地内を通行するため、歩行空間を含む周辺環境に対して著しい影響を与えないよう工事計画を立てるとともに、適切な保全措置を講ずることとし、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握すること。</p>	<p>更なる環境保全のための措置を検討し、駅利用者等の計画地内を通行する歩行者動線付近においては、仮設・切回し工事の進捗に応じて、鋼製仮囲いや養生シート等を適宜設置し、粉じん等や騒音等の防止に努めることを追記した。 (本編 117、157 ページ)</p>
風環境	<p>本事業では、西口駅前広場の整備計画と一体的に歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、事後調査において調査地点を適切に選定し検証を行うこと。</p>	<p>更なる環境保全のための措置を検討し、工事の完了後の事後調査に当たっては、調査地点を適切に選定することなどを追記した。 (本編 230 ページ)</p>
景観	<p>計画建築物は、新宿駅前に位置しており公共性が高く、地域の代表的な景観となることから、今後のデザイン検討の際には地域関係者と十分な議論を重ねた上で、評価の指標との整合を図ること。</p>	<p>更なる環境保全のための措置を検討し、デザイン検討に当たっては、東京都景観審議会・新宿景観街づくり審議会・新宿の拠点再整備検討委員会 デザイン検討部会における議論等を踏まえ、景観に配慮することを追記した。 (本編 271 ページ)</p>

## 5 月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年5月27日

■ 事後調査報告書

事業名：(仮称)南町田計画 (工事の完了後)

事業者名：東急株式会社

項目	助言事項	事業者回答
全 般	1	<p>本施設の設置駐車台数については、警視庁協議を踏まえ、「東京都駐車場条例」に基づく必要駐車台数 419 台、「大規模小売店舗立地法」に基づく必要駐車台数 537 台、前身施設であるグランベリーモールの単位面積当たりの利用実績に基づく必要駐車台数 1,638 台のうち、最も台数の大きい基準により必要とされる台数を満たす計画を行うこととされております。</p> <p>本施設駐車場では、これらをより上回る 2,080 台を設置しております。</p> <p>また、警視庁からの指導などにより、開業時の一時的な混雑発生があった場合の対処として、臨時駐車場の設置を行いました。</p> <p>臨時駐車場は、開業時から 2020 年 5 月末までと期間を限定して一時的に運用するものであり、同じ場所で将来に亘り常時使用するものではないことから、仮設といたしました。</p> <p>臨時駐車場の平日の開場日割合の月平均は、開業 1 ヶ月目は 87.2%でしたが、徐々に減少し、開業 5 ヶ月目には 0%となりました。休日は、開業 1 ヶ月目は 100%でしたが徐々に減少し、開業 5 ヶ月目には 23.3%となるなど開業混雑は月ごとに解消し、当初の予定どおり、臨時駐車場は令和 2 年 5 月 31 日までにすべて閉鎖しました。</p> <p>なお、来場者の公共交通機関利用を促すための各種対策は継続して実施しており、臨時駐車場閉鎖以降、駐車場不足による施設周辺道路における交通渋滞は発生しておりません。</p> <p>東急株式会社(旧:東京急行電鉄株式会社)は、商業施設事業者としてだけでなく、鉄道</p>

			事業者としても長い時間をかけて周辺住民の方との関係性を構築してきており、今回の開発においても交通渋滞等でご迷惑をかけることを最優先事項と考え、計画・対応を進めてまいりました。今後も、地域環境及び住民の方々へ配慮し、周辺の渋滞対策について、継続して取り組みを続けてまいります。
--	--	--	---

■変更届

事業名：浜松町駅西口周辺開発計画

事業者名：株式会社世界貿易センタービルディング

項目	助言事項		事業者回答
全般	1	旧芝離宮恩賜庭園からは、3棟による壁面が新たに建つこととなりますので、130頁に触れているように、各棟のファサードの素材やデザインも踏まえて十分なお検討をお願いします。	計画建築物のファサードやデザイン等については、港区景観計画に示される色彩基準等に準拠し、景観行政団体である港区との協議、また、東京都景観条例に基づく東京都景観審議会での審議を経た上で景観に配慮した計画を決定してまいります。